

平成29年度  
久留米市障害者地域生活支援協議会  
第2回 障害者計画等策定検討部会 次第

【日時】平成29年9月7日（木）15：30～

【会場】久留米市庁舎 305会議室

1. 開会

2. 説明

- (1) 説明1 久留米市における障害者（児）の動向について

3. 議事

- (1) 議事1 第2期久留米市障害者計画の評価について

- (2) 議事2 インタビュー調査について

4. その他

**別紙資料**

**久留米市における障害者（児）の動向について**

# 1. 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	増加率 H24→H28
身体障害者手帳	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472	-4.68%
療育手帳	1,947	2,013	2,012	2,103	2,334	19.88%
精神障害者保健福祉手帳	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	38.88%
計	16,876	17,385	17,470	17,435	17,367	2.91%

資料/保健福祉事業概要(H24~28年度:各年度末現在)

## ①身体障害者の状況

等級別

(単位:人)

等級	H24	H25	H26	H27	H28 (構成比)	増加率 H24→H28
1級	4,116	4,190	4,209	4,126	4,027 (32%)	-2.16%
2級	2,161	2,128	2,114	2,063	1,941 (16%)	-10.18%
3級	1,974	1,975	1,908	1,871	1,757 (14%)	-10.99%
4級	2,987	3,061	3,051	3,017	2,935 (24%)	-1.74%
5級	903	910	927	950	917 (7%)	1.55%
6級	944	941	934	937	895 (7%)	-5.19%
計	13,085	13,205	13,143	12,964	12,472 (100%)	-4.68%

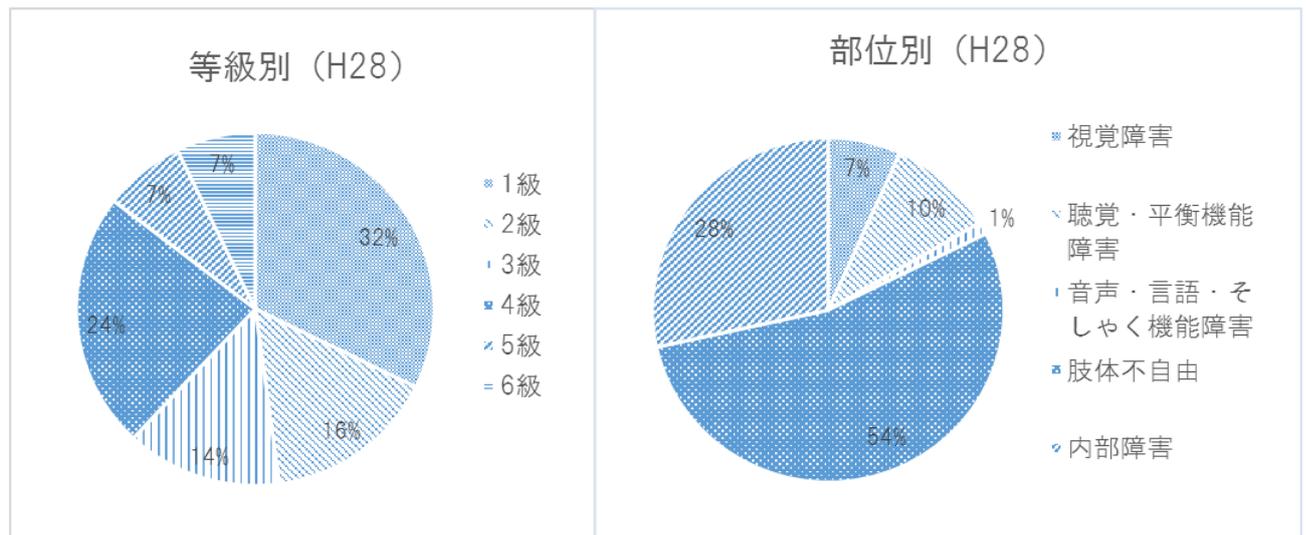
資料/保健福祉事業概要(H24~28年度:各年度末現在)

部位別

(単位:人)

部位	H24	H25	H26	H27	H28 (構成比)	増加率 H24→H28
視覚障害	924	909	900	876	835 (7%)	-9.63%
聴覚・平衡機能障害	1,318	1,304	1,272	1,267	1,226 (10%)	-6.98%
音声・言語・そしゃく機能障害	155	149	145	152	146 (1%)	-5.81%
肢体不自由	7,156	7,251	7,228	7,096	6,715 (54%)	-6.16%
内部障害	3,532	3,592	3,598	3,537	3,550 (28%)	0.51%
計	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472 (100%)	-4.68%

資料/保健福祉事業概要(H24~28年度:各年度末現在)



身体障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいであり、等級別に見ると、重度障害者である1級及び2級所持者が約半数を占めており、部位別に見ると、肢体不自由の所持者が半数以上を占めている。

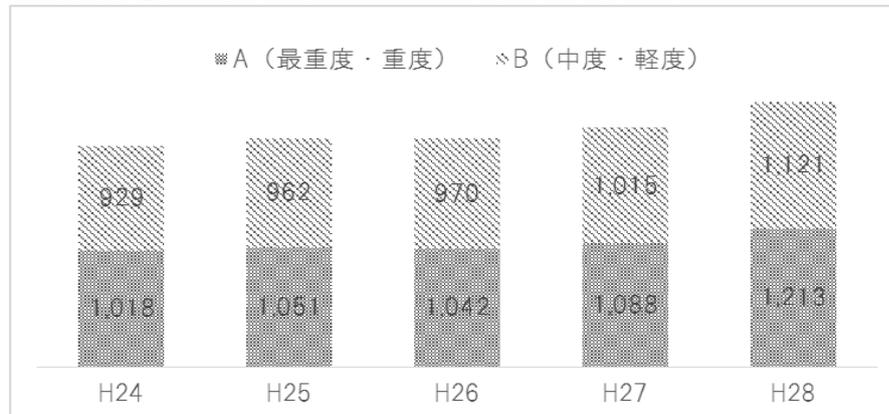
## ②知的障害者の状況

療育手帳所持者数

(単位:人)

程度	H24	H25	H26	H27	H28	増加率 H24→H28
A(最重度・重度)	1,018	1,051	1,042	1,088	1,213	19.16%
B(中度・軽度)	929	962	970	1,015	1,121	20.67%
計	1,947	2,013	2,012	2,103	2,334	19.88%

資料/保健福祉事業概要(H24~28年度:各年度末現在)



療育手帳の所持者数は、最重度・重度及び中度・軽度ともに緩やかに増加しており、その内訳は、ほぼ均衡している。

## ③精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者

(単位:人)

等級	H24	H25	H26	H27	H28	増加率 H24→H28
1級	169	169	189	202	206	21.89%
2級	1,261	1,502	1,630	1,695	1,762	39.73%
3級	414	496	496	507	593	43.24%
計	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	38.88%

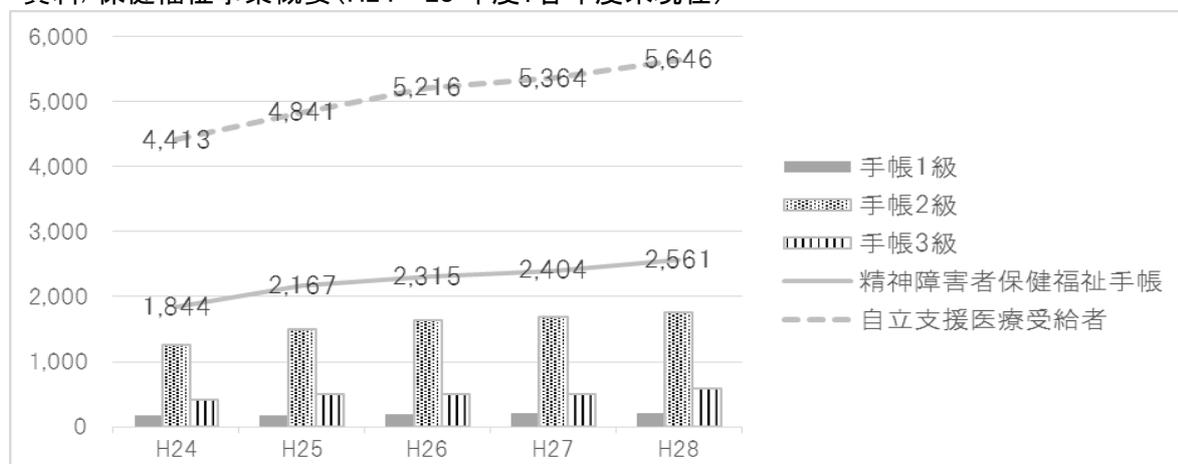
資料/保健福祉事業概要(H24~28年度:各年度末現在)

自立支援医療(精神通院医療)受給者数

(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	増加率 H24→H28
利用人数	4,413	4,841	5,216	5,364	5,646	27.94%

資料/保健福祉事業概要(H24~28年度:各年度末現在)



精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数ともに増加しており、手帳の等級としては、2級所持者が最も多くなっている。

## 2. 障害児の状況

幼児教育研究所相談件数

(単位: 件)

	H24	H25	H26	H27	H28	増加率 H24→H28
相談件数	710	924	1,347	1,278	1,732	143.94%

資料/幼児教育研究所(平成 24 年度～28 年度:各年度末現在)



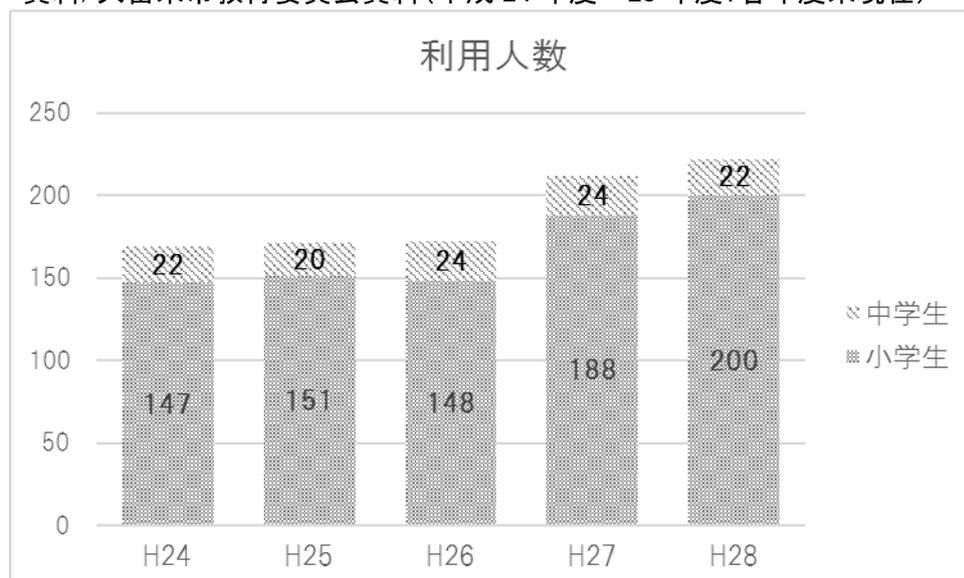
相談件数は増加している。

通級指導教室利用人数

(単位: 人)

	H24	H25	H26	H27	H28	増加率 H24→H28
小学生	147	151	148	188	200	36.05%
中学生	22	20	24	24	22	0.00%
計	169	171	172	212	222	31.36%

資料/久留米市教育委員会資料(平成 24 年度～28 年度:各年度末現在)



中学生の利用はほぼ横ばいであるものの、小学生の利用が増加している。

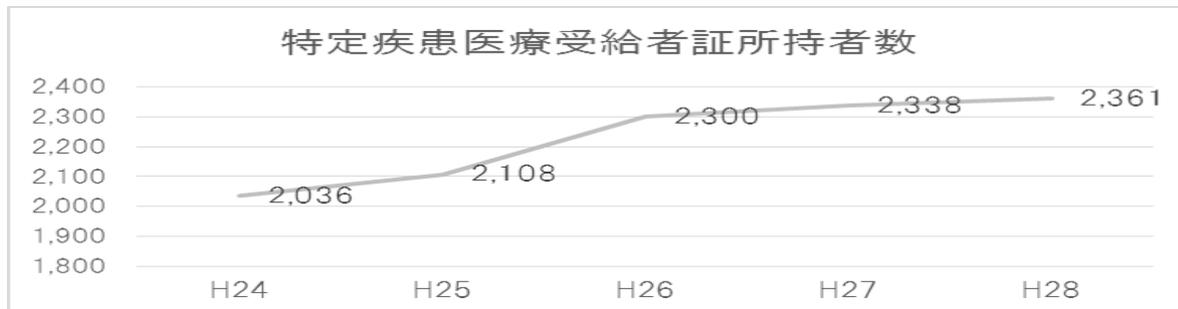
### 3. 難病患者の状況

特定疾患医療受給者証所持者数

(単位:人)

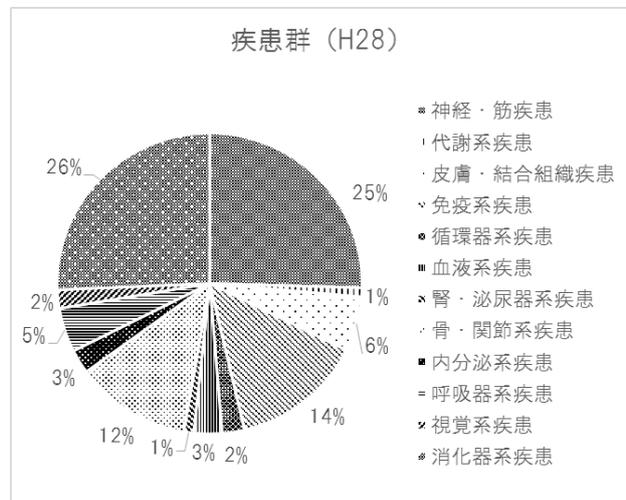
	H24	H25	H26	H27	H28	増加率 H24→H28
利用人数	2,036	2,108	2,300	2,338	2,361	15.96%

資料/保健所事業概要(平成 24~28 年度:各年度末現在)



特定疾患医療受給者証所持者の内訳(H28)

疾患群	人数(人)	構成比
神経・筋疾患	601	25%
代謝系疾患	23	1%
皮膚・結合組織疾患	139	6%
免疫系疾患	331	14%
循環器系疾患	56	2%
血液系疾患	70	3%
腎・泌尿器系疾患	25	1%
骨・関節系疾患	290	12%
内分泌系疾患	61	3%
呼吸器系疾患	112	5%
視覚系疾患	47	2%
消化器系疾患	606	26%
計	2,361	100%



主な疾病(100人以上)

疾病名	疾患群	人数(人)
パーキンソン病	神経・筋疾患	280
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	130
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	198
クローン病	消化器系疾患	130
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	404

特定疾患医療受給者証所持者数は一貫して増加している。疾患の種類は、多岐に渡るが、神経・筋疾患（パーキンソン病など）や消化器系疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病など）の割合が多くなっている。

#### 4. 障害福祉サービス事業所の状況

##### ①訪問系サービス事業所

###### 訪問系サービス

種別	事業所数
居宅介護	57
重度訪問介護	48
同行援護	30
行動援護	3
重度障害者等包括支援	0

##### ②日中活動系サービス事業所

###### 日中活動系サービス

種別	定員	実績(H28 月平均)
生活介護	883	721
療養介護	150	94
短期入所 ※併設型	39	110
自立訓練(機能訓練)	0	7
自立訓練(生活訓練)	78	40
就労移行支援	152	90
就労継続支援(A型)	523	368
就労継続支援(B型)	595	576

実績には空床型含む

##### ③居住系サービス

###### 居住系サービス

種別	定員	実績(H28 月平均)
共同生活援助	276	248
施設入所	569	368

##### ④相談支援

種別	事業所数
計画相談支援	24
地域移行支援	15
地域定着支援	15

## 第 2 期久留米市障害者計画の評価について

# 1. 総論

## 1 はじめに

これは、平成26年度から平成29年度までの4年間にわたる、第2期久留米市障害者計画（以下「現計画」という。）における障害者福祉施策の取り組みを総括するものである。

現計画は、「誰もが その人らしく 安心して 暮らし続けることができる まちの実現に向けて」を基本理念として、その実現のため5つの基本目標を設定し、161の施策に取り組んできたところである。

現計画の期間の満了を受けて策定に取りかかる次期久留米市障害者計画については、現計画の進捗と課題の整理がその前提とされなければならない。

進捗状況の評価にあたっては、施策毎の計画期間中の実施状況、課題分析を含む取組状況を所管課において総括するとともに、4段階の達成度評価基準を設け、評価した。

達成度評価基準と、各施策の評価ごとの分布は次のとおりである。

達成度評価基準		件数	割合	達成(S・A)割合
S	目標を上回った、又は高い成果が得られた（100%以上）	15	9.3%	83.8%
A	ほぼ目標は達成した（80%～100%）	120	74.5%	
B	目標の達成には至らない、成果が出るまで時間を要する（60%～80%）	24	14.9%	
C	取組に着手出来なかった、又は施策内容を見直したため、目標が達成出来ない	2	1.2%	

※件数は、統合により1施策を減じ、1施策に2つの内容があるものを2施策とした数以下、基本目標ごとに、進捗と課題を概括する。

## 2 壁をなくし認め合って生きるために（基本目標1）

### ■基本目標1における取組分野と進捗評価

分野	施策数	評価	件数	割合	達成(S・A)割合
啓発・広報	26	S	2	7.7%	84.6%
		A	20	76.9%	
		B	4	15.4%	
		C	0	0.0%	
生活環境	15	S	0	0.0%	73.3%
		A	11	73.3%	
		B	4	26.7%	
		C	0	0.0%	

障害者を含むすべての市民が、その人らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるために、「啓発・広報」及び「生活環境」の分野で41の施策に取り組んだ。

「啓発・広報」の分野では、障害のある人とない人がお互いを理解し、認め合ってともに生きるために、シンポジウムなどの障害者問題に関する啓発活動や、教育現場における、特別支援学校や障害者施設の利用者との交流促進、手話通訳・要約筆記・点訳・音訳などの情報バリアフリー化など、ノーマライゼーションの意識啓発を行った。また、障害者差別解消法の施行に伴い、バリアフリー指針を盛り込んだ市職員対

応要領を作成し、取組の徹底を図った。8割を超える施策で目標は達成しているものの、ノーマライゼーション・差別のないまちを実現するためには、長期的・継続的に啓発活動に努めていく必要がある。

「生活環境」の分野では、バリアフリーに対応した公共施設や市営住宅の整備を進めるとともに、交通事業者と検討会を設置し、定期的な協議を行う中で、ノンステップバスの導入を促進するなど、7割を超える施策で目標を達成した。しかし、西鉄久留米駅周辺の放置自転車の解消や、ノンステップバスの更なる導入など、民間企業や市民を巻き込んだ取組が今後も必要である。

### 3. 安全と安心のために（基本目標2）

#### ■基本目標2における取組分野と進捗評価

分野	施策数	評価	件数	割合	達成(S・A)割合
権利擁護	8	S	0	0.0%	87.5%
		A	7	87.5%	
		B	1	12.5%	
		C	0	0.0%	
防災・防犯	14	S	0	0.0%	64.3%
		A	9	64.3%	
		B	5	35.7%	
		C	0	0.0%	

相対的に弱い立場である障害者が、安全・安心に暮らせる環境づくりとして、「権利擁護」と「防災・防犯」の分野で、22の施策に取り組んだ。

「権利擁護」の分野では、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、シンポジウム等を実施して、市民への虐待防止等の周知・啓発を図った。また、地域における相談支援体制の充実のため、平成28年7月から基幹相談支援センターを設置した。9割近い施策で目標を達成しているものの、今後更なる相談支援体制の充実・周知を図るとともに、各種機関との恒常的な連携の仕組みづくりが必要である。

「防災・防犯」の分野では、障害者施設と連携した地域活動訓練や、災害時要援護者名簿を活用した防災訓練などを実施し、防災知識の普及に努めた。しかしながら、要援護者名簿登録者数や社会福祉施設等の福祉避難所の指定数など3割を超える施策で、目標を達成できないなど、障害者を災害や犯罪から守る取組の強化が必要である。

### 4. 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために（基本目標3）

#### ■基本目標3における取組分野と進捗評価

分野	施策数	評価	件数	割合	達成(S・A)割合
療育・保育	17	S	3	17.6%	100.0%
		A	14	82.4%	
		B	0	0.0%	
		C	0	0.0%	
教育・育成	19	S	3	15.8%	94.7%
		A	15	78.9%	
		B	1	5.3%	
		C	0	0.0%	

障害のある子どもについて、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、乳幼児期から学校卒業まで一貫して受けることができるように、

「療育・保育」と「教育・育成」の分野で、36の施策に取り組んだ。

「療育・保育」の分野では、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談や支援を受けられるように、母子保健事業の充実や幼児等の発達支援事業の実施を行った。また、発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、きめ細やかな支援を行うとともに、幼保から小学校への円滑な移行を促すため、幼児教育研究所の機能充実を図るとともに、にじいろサポートブックの作成、就学前後の連携を図るなど、すべての施策において目標をほぼ達成した。

「教育・育成」の分野では、教職員に対する校内研修を実施するとともに、小・中・特別支援学校において、スクールカウンセラーの設置や施設のバリアフリー化などを行うことで、障害の有無に関わらずともに学べる環境づくりに努めた。また、保護者への多様な学びの場の情報提供を行うとともに、特別支援学校に看護師を配置するなど、それぞれの障害児に応じた適切な対応に努め、9割を超える施策で目標を達成した。

これらの分野については、今後も障害児の暮らしや学びについて、より多角的・長期的に捉え、柔軟且つ継続的な支援を行っていく必要がある。

## 5. 自立して暮らし続けるために（基本目標4）

### ■基本目標4における取組分野と進捗評価

分野	施策数	評価	件数	割合	達成(S・A)割合
雇用・就労	13	S	2	15.4%	92.3%
		A	10	76.9%	
		B	1	7.7%	
		C	0	0.0%	
生活支援	22	S	4	18.2%	77.3%
		A	13	59.1%	
		B	4	18.2%	
		C	1	4.5%	
保健・医療	7	S	0	0.0%	71.4%
		A	5	71.4%	
		B	1	14.3%	
		C	1	14.3%	

障害者が地域で自立して生活するために「雇用・就労」「生活支援」「保健・医療」の分野で42の施策に取り組んだ。

「雇用・就労」の分野においては、事業所に対して雇用優良事業所の表彰を行うなど障害者雇用に関する理解促進を図るとともに、就労移行支援事業の実施や、市の入札時等における障害者雇用事業所の優遇など、障害者の就労支援に取り組み、9割を超える施策で目標を達成した。今後は、平成30年の障害者総合支援法の改正でも盛り込まれた、障害者の就労定着の視点での支援を行っていく必要がある。

「生活支援」の分野は、市営住宅の別枠募集やグループホームの整備を行うなど必要な住まいの確保や、移動支援事業、タクシー基本料金助成事業など外出支援に係る事業を行った。また、訪問系サービスや訪問入浴サービス等の地域生活支援事業の充実、レスパイトケアや重症心身障害児者の相談支援体制の充実を図るなどして、多様な在宅福祉サービスの提供に努めた。8割近い施策で目標を達成しているものの、サービス事業所や消防、不動産業者など様々な団体との連携を深め、協力を得ながら、社会資源の開発や支援体制の充実や各種制度の着実な運用を図っていく必要がある。

「保健・医療」の分野では、各種がん検診等の保健事業を推進するなど、心身の健

康づくりの支援を行うほか、障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、各制度等の周知に努め、約7割の施策で目標を達成した。今後も、障害者が利用しやすい環境づくりや周知活動に取組、障害者の暮らしの基本である健康維持に努める。

## 6. 生きがいを持って自分らしく生きるために（基本目標5）

### ■基本目標5における取組分野と進捗評価

分野	施策数	評価	件数	割合	達成(S・A)割合
日中活動	7	S	1	14.3%	85.7%
		A	5	71.4%	
		B	1	14.3%	
		C	0	0.0%	
社会活動	13	S	0	0.0%	84.6%
		A	11	84.6%	
		B	2	15.4%	
		C	0	0.0%	

障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくために、さまざまな活動に参加し、人との関わりを保てるよう「日中活動」及び「社会活動」の分野で20の施策に取り組んだ。

「日中活動」の分野は、生活介護・療養介護等の日中活動系サービスの提供や、地域活動支援センター等の運営支援を行い障害者の地域での活動支援・促進に努め、8割を超える施策で目標を達成することができた。しかし、医療的ケアが必要な障害児者や強度行動障害のある方など、重度の障害がある方の行き場の確保が課題となっている。

「社会活動」の分野では、社会体育施設・文化施設のバリアフリー化を推進するとともに、障害者ふれあいスポーツ大会やなるほど人権セミナーを開催し、障害者のスポーツ・文化活動等を促進した。その他、地域でのイベント等の情報提供や審議会等への登用を行うなどして、障害者の地域活動への参加促進に取り組み、8割を超える施策で目標を達成した。しかし、障害者団体への加入率の低下や会員の高齢化への対応、各種審議会等への障害者の登用など、障害者の社会参画を更に促す取組が必要となっている。

## 7. 総括

「1 はじめに」で示すとおり、「S」及び「A」の評価が、あわせて83.8%と現計画の多くの施策について、目標をほぼ達成しているものの、目標達成に至らなかった施策も認められ、これらについては、次期計画策定において特に考慮されなければならない。

中でも、近年局地的な大災害が全国で発生しており、久留米市においても同様の大災害がいつ発生してもおかしくないという中、目標達成率が7割に満たないなど「防災・防犯」は、課題の多い分野である。市民一人一人が意識を高め、主体的に地域の人と交わり合う・支え合う考えが必要である。

こうした考えは、平成28年度に実施した「久留米市障害者（児）生活実態調査」の結果や、「ニッポン一億総活躍プラン」や「我が事・丸ごと」地域共生社会がめざす「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」の考えに通じるものがあり、今後は多くの施策をとおして、社会全体の理解・啓発に努めるとともに、障害者の社会参画につながるような施策内容を検討・実施していかなければならない。

## 2. 各論

## 基本目標1 壁をなくし認め合って生きるために

分野 **1 啓発・広報** **2 生活環境**

### 1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実 **重点施策**【施策番号 1～13】

《基本方針》

- ◎共生社会の実現に向けて、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を推進します。
- ◎障害者差別解消法などの関連法に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。

《取組状況》

- 「広報くるめ」や市のホームページ、シンポジウム等で、障害者問題に関する啓発活動を実施した。
- 教育現場においても、福祉教育を推進していくよう指導・助言を行い、特別支援学校や、障害者施設の利用者との交流促進により、ノーマライゼーションの意識啓発を行った。
- 差別解消に向け、市基本方針を策定するとともに、職員対応要領を策定し、周知及び取組の徹底を図った。

#### (1) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動推進

・「広報くるめ」紙上で、障害者の人権啓発や障害者就労施設の活動、障害者差別解消法施行等について掲載し、様々な角度から障害者の暮らし等について情報発信を行った。また、障害者問題啓発事業として、団体が企画する障害者の啓発事業に補助を行った。【2、3】

#### (2) 障害を理由とする差別の解消への取組

・市基本方針を策定し、市民に対して、シンポジウムや出前講座を開催し、広く啓発活動を行った。また、市職員対応要領を策定し、全市職員を対象とした研修を実施して、周知及び取組の徹底を図った。【5】  
・庁内の各窓口や選挙投票会場にコミュニケーションボードを設置するとともに、段差のある投票所にはスロープを設置した。【5、6】

#### (3) 福祉教育の充実

・各小・中学校で福祉教育を推進していくよう学校訪問等で指導・助言を行った。教育現場では、居住地校交流や隣接高校との交流事業、職場体験を通して、特別支援学校生や障害者施設の利用者との交流を行った。【7～10】  
・「なるほど人権セミナー」等の人権講座の中で、障害者問題を取り上げるとともに、障害者問題の啓発教材となるDVD資料を充実させた。【11、12】

### 2. 情報バリアフリーの推進 **重点施策**【施策番号 14～22】

《基本方針》

- ◎障害者が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。

《取組状況》

- 職員対応要領の中に情報バリアフリー指針を盛り込み、これに基づき対応に努めた。
- 各種通知などの点訳版作成や音声コードの添付を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行い、情報バリアフリーの推進を行った。
- 情報機器の利用方法等を周知する方策を検討する必要がある。

(1) 情報バリアフリーの推進

- ・職員対応要領の中に情報バリアフリー指針を盛り込むとともに、全市職員を対象とした研修を行い、各職員が業務の中で対応に努めた。【14】
- ・「広報くるめ」及び「市議会だより くるめ」の音訳・点字版を作成するとともに、市ホームページに「広報くるめ」の音声版・テキスト版を掲載した。その他、各種印刷物に音声コードの添付や、依頼に応じ納税通知書等の点字版の作成等を行った。【15～17】
- ・手話奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳介助員の養成を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行った。【19、20】
- ・情報機器の利用方法などの周知については、窓口で随時案内等は行っているものの、消費生活センター等と連携した具体的な取組実施には至っていない。【22】

3. ボランティアなどの育成・活動促進【施策番号 23～26】

《基本方針》

- ◎市民及び関係団体などと連携・協力して、障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組みます。

《取組状況》

- 市民活動サポートセンターや社会福祉協議会などで、福祉ボランティアを含む市民活動の支援を行った。
- 関係団体及び地域活動支援センターと連携して、ボランティアの育成を行った。

(1) ボランティアなどの育成・活動促進

- ・市民活動サポートセンターにおいて、広く市民活動促進を図るため、会議等を行える場の提供やボランティア情報の発信、相談・支援を行うとともに、安心して市民活動を行えるよう市民活動保険に加入した。【23、24】
- ・関係団体と連携し、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳介助員の養成事業を実施した。また、2か所の地域活動支援センターを通し、創作活動・生産活動の機会の提供、障害者理解の促進、ボランティア養成に取り組んだ。【25、26】

4. 障害者にやさしいまちづくりの推進【施策番号 27～41】

《基本方針》

- ◎公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。
- ◎公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備について理解・協力を求めています。

《取組状況》

- バリアフリーに対応した公共施設や市営住宅の整備を進めた。
- 国などと連携してバイパスなどの道路整備や歩道改良を行った。
- 交通事業者と検討会を設置し、定期的に公共交通に関する協議を実施した。
- ノンステップバスの1台導入に至ったが、更なる導入促進を行っていく必要がある。

**(1) 施設などのバリアフリーの推進**

- ・市庁舎や公園等の公共施設について、適宜バリアフリーに考慮した整備・改修を行った。【27、28】
- ・「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方が利用する施設のバリアフリー化について助言・指導を行った。また、空き店舗補助を活用する新規出店者に対し、バリアフリー工事の場合の補助率を引き上げることで、バリアフリー化の誘導を行った。【29、30】

**(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進**

- ・国等と協議し、バイパスなどの道路整備や、歩行量の多い駅周辺地域の歩道拡幅や段差解消などの歩道改良を行った。また、警察署に対し、視覚障害者に配慮した信号機の設置を働きかけ、適宜設置に至った。【31～33】
- ・交通事業者と設置した検討会を定期的に開催し、課題の解消や持続可能な公共交通網の構築に向けた協議を実施した。【34】
- ・平成26年度にノンステップバスを1台導入することができた。引き続き導入促進に向けて、交通事業者との協議を進める。【35】
- ・西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺において放置自転車を撤去するとともに、駅周辺において、年362日間、街頭指導等を行った。【36】

**(3) 住まいのバリアフリーの推進**

- ・市営住宅の建替え・改修にあたっては、障害のある人に配慮した設計を行うとともに、エレベータの設置等を実施した。【37～39】
- ・住宅のバリアフリー工事を検討する方に対し、アドバイザー派遣や、重度心身障害者住宅改造補助事業を実施し、個人宅へのバリアフリー改修を支援した。アドバイザー派遣制度については、事業の要件を満たす対象者のみの利用となるため大幅な件数増加には至らなかったが、引き続き制度周知等に努める。【40、41】

## 基本目標 2 安全と安心のために

分野 3 権利擁護 4 防災・防犯

### 1. 権利擁護・相談支援体制の確立【施策番号 42～49】

《基本方針》

◎障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。

◎障害者からのさまざまな相談に適切に対応するため、相談支援の充実を図ります。

《取組状況》

- 障害者が安心して地域で暮らすため、成年後見制度の普及啓発や利用希望者への支援・障害福祉サービスの苦情対応窓口や日常生活支援事業に関する情報提供を行った。
- 久留米市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談に対応するとともに、シンポジウム等を実施して、市民への虐待防止への周知・啓発を図った。
- 平成 28 年 7 月から基幹相談支援センターを設置し、より身近な所でより柔軟に相談対応を行った。また、相談支援事業所への支援を行い、相談支援体制の充実・強化を図った。
- 基幹相談支援センターを新たに設置したことに伴い、地域包括支援・子ども包括支援・生活困窮者自立支援の各センター等との、恒常的な連携の仕組みづくりが必要である。

#### (1) 権利擁護の推進

・成年後見制度について、普及啓発のための講演会や出前講座を開催し、制度の利用促進を図るとともに、制度利用希望者への支援を行った。また、障害福祉サービスに関する苦情解決制度や日常生活自立支援事業について、窓口等での相談時に随時、情報提供を行った。【42～44】

#### (2) 虐待防止体制の整備

・久留米市障害者虐待防止センターにおいて、24 時間体制で相談を受け付け、関係機関と連携しながら随時対応を行った。また、障害者虐待防止研修やシンポジウム等を実施し、市民への理解促進を図った。【45】

#### (3) 相談支援事業の推進

・市内 2 か所だった相談窓口に代わり平成 28 年 7 月から市内 4 か所に基幹相談支援センターを設置し、より身近なところでより柔軟に相談対応を行った。今後は、更なる相談支援体制の充実及び周知を図っていく必要がある。【46】

・市内の相談支援事業所で組織する「くるめ相談ネット」を毎月開催し、事業所間の連携強化を図るとともに、平成 29 年度からは、「久留米市障害者地域生活支援協議会」の構成会議に位置づけ地域における課題とその対応策について協議できる体制の整備を行った。【47】

#### (4) 多様な相談窓口の充実

・障害者相談員を配置するとともに、相談支援ネットワーク連絡会の活動を支援し、関係機関との連携強化に努めた。今後は、基幹相談支援センターを新たに設置したことに伴い、高齢者・子ども・生活困窮者等各種相談機関との恒常的な連携の仕組みづくりが必要である。【48、49】

## 2. 防災・防犯対策の推進 重点施策【施策番号 50～63】

### 《基本方針》

- ◎障害者を災害から守るため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。
- ◎障害者を犯罪や事故から守るため、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

### 《取組状況》

- 障害者施設と連携した地域活動訓練や、災害時要援護者名簿を活用した防災訓練などを実施し、防災知識の普及を図った。
- 災害時要援護者支援体制の充実のために、更なる制度の周知が必要である。
- 公共施設及び社会福祉施設等を福祉避難所として指定した。
- くるめ見守りネットワークへの通報により、異変の早期発見に努めた。
- 交通安全教室などにより、自転車マナーに関する広報啓発を行った。

### (1) 防災対策の推進

- ・市総合防災訓練を障害者団体と連携して実施し、参加協力を求めるとともに、障害者支援施設への防火指導を行い、防災知識の普及を図った。【50、52】
- ・福祉防災機器等についての問い合わせに対し、随時案内を行うとともに、防火・防災指導の機会を捉え、指導を実施した。【53、54】
- ・福祉施設等への立入検査実施の際に、避難経路や消防用設備等の設置指導及び管理指導を行うとともに、土砂災害警戒区域に立地する障害者支援施設について、設備費補助を行い、区域外への移設を促した。また、グループホームの防火対策として、スプリンクラーの設置補助を行った。【55、57】
- ・災害時要援護者名簿への登録を促進するとともに、名簿を活用した防災訓練を実施している。今後も、名簿及び支援体制充実のため、広報、防災研修、訓練等による更なる周知活動が必要である。【56】
- ・公共施設 5 か所を福祉避難所として指定・運用するとともに、高齢者施設 20 か所及び障害者福祉施設 11 か所と協定を締結し福祉避難所として指定した。【58】

### (2) 防犯・安全対策の推進

- ・出前講座や交通安全教室を通して、消費者被害防止や自転車マナー向上についての啓発を行った。今後は、受講団体の拡充に関する検討が必要である。【59、63】
- ・「くるめ見守りほっとライン」で 24 時間 365 日通報を受け付けるとともに、協力事業者の拡充に努め、異変の早期発見に繋げている。また、久留米市高齢者 SOS ネットワーク協議会が行っている高齢者あんしん登録制度の登録者数も増加している。【60、61】
- ・緊急通報装置の貸与制度について、見守り機能の充実を図りながら早期対応に努めている。【62】

## 基本目標3 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

分野 5 療育・保育 6 教育・育成

### 1. 健康相談の充実【施策番号 64～65】

《基本方針》

◎発達の遅れや障害のある子どもに対する早期の支援の窓口として、乳幼児健診などの母子保健事業の充実を図ります。

《取組状況》

- 乳幼児健診の受診率が高い水準で推移していることで、乳幼児期の疾患などの早期発見・支援に繋がっている。
- 健診の結果を踏まえ、相談会や関係機関等への案内を行ったり、「乳幼児健診のあり方検討会」を開催するなど、健診後の支援体制の充実を図っている。

#### (1) 母子保健事業の充実

- ・乳幼児健診の受診率は、概ね9割以上の高い値で推移している。また、受診ニーズを踏まえ、集団健診の回数を拡充した。【64】
- ・専門的な援助が必要と思われる乳幼児について健診後の事後フォロー・未受診フォローを実施し、発達相談等へつなぎ早期支援に努めた。また、子育て支援・虐待予防・発達障害早期発見を核とした乳幼児健診体制を構築するため、「乳幼児健診のあり方検討会」を開催した。【65】

### 2. 切れ目のない療育・教育体制の確立 重点施策【施策番号 66～71】

《基本方針》

◎福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない療育・教育体制の確立に向けて取り組みます。

《取組状況》

- 幼児教育研究所の機能の充実により、医師による医療相談やきめ細やかな療育・訓練を実施した。
- 障害児等療育支援事業の療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図った。
- 幼保小連携担当者研修や、にじいろサポートブックの作成などにより、就学前後の連携を図った。

#### (1) 乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立

- ・幼児教育研究所の医師の常駐や訓練枠及び療育学級数を増やしたことで、医療相談の待機が解消しつつあり、特性に応じた療育・訓練を行うことができた。【66、67】
- ・個別の支援検討会議や定期的なケースカンファレンスを行うことで、相談・療育・訓練間の情報共有を図るとともに、適正な支援の方向性の検討を行った。【68】
- ・幼保から小学校への円滑な移行支援のあり方を検討する幼保小連携担当者研修を実施するとともに、在宅の障害児に対し、障害児等療育支援事業の療育機能の充実を図り、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図った。【69、70】
- ・にじいろサポートブックを作成し就学前の療育訓練等の支援体制の情報を小学校に提供を行い、幼保小の一貫した支援の必要性について教職員への周知をするとともに、子ども未来部と教育部、保健所の連携を図った。【71】

### 3. 療育の充実 【施策番号 72～80】

#### 《基本方針》

- ◎保育園・幼稚園・認定子ども園と連携して、障害等のある子どもに対する就学前の保育・教育の充実を図ります。
- ◎発達障害の子どもが適切な支援を受けられるよう、関係者などに対する啓発や理解促進に取り組めます。

#### 《取組状況》

- 保育所等における保育士や学童保育所の指導員に対する障害児加配、障害児放課後対策事業を継続して行った。
- 公私立保育所の保育士や幼稚園教諭、学童保育所指導員、教職員などに対し、発達障害などについての研修を実施するとともに、広報活動等を通して発達障害に関する理解促進に取り組んだ。

#### (1) 保育サービスなどの充実

- ・保育所等における保育士の障害児加配支援の実施及び運営体制の改善を図るとともに、公私立保育所の職員に対する研修を継続して行った。【72、73】
- ・障害児放課後対策事業（放課後の預かり）の利用については、平成26年度以降ほぼ横ばいの状況である。【74】
- ・学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童に対して加配指導員を配置した。【75】
- ・心身障害児が在園する市内幼稚園に対し、障害児教育に係る経費補助を行った。【76】

#### (2) 発達障害などへの適切な支援

- ・様々な媒体や講演会等の広報活動を通じ、発達障害に関する理解促進を図った。【77】
- ・幼稚園教諭や保育士、学童保育所の指導員を対象とした研修会において、発達障害等についての研修を実施した。また、小・中・高等学校や特別支援学校などの教職員を対象に市教育委員会主催の研修会を実施した。【78～80】

### 4. 学校教育の充実 【施策番号 81～91】

#### 《基本方針》

- ◎教職員の人材確保や資質向上、学校施設のバリアフリー化など、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組めます。
- ◎個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、通級指導教室や特別支援学校などの多様な学びの場の確保・充実を図ります。

#### 《取組状況》

- 教職員に対する校内研修を実施するとともに、小・中・特別支援学校へのスクールカウンセラーの設置や施設のバリアフリー化などを行うことで、障害の有無に関わらずともに学べる環境づくりに努めた。
- 保護者への多様な学びの場の情報提供を行うとともに、特別支援学校に看護師を配置するなど、それぞれの障害児に応じた適切な対応に努めた。

#### (1) 特別支援教育の実施

- ・関係機関等で構成する就学支援委員会を通じ、障害児の就学支援を行った。【81】
- ・特別支援教育についての校内研修や、幼児教育研究所の保護者に対する通級指導教室を実施し、特別支援教育の推進に努めた。【82、83】
- ・久留米特別支援学校のセンター的機能を発揮し、関係機関との連携や教育相談・

研修会等への対応を行った。【84】

### (2) 多様なニーズに対応する教育の充実

・特別支援学校に看護師を配置するとともに、市立小学校においても、訪問看護支援を行い、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応を行った。【85、86】

・自立と社会参加を目指した一貫した指導のもと、卒業後の一般就労の支援を行った。【87】

・小・中・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立高校における研修実施及び関係機関との連携対応など、特別支援教育についての体制整備を行った。【88、89】

### (3) 学校教育施設のバリアフリー化

・特別支援学校について、障害に応じた必要な施設の改修等を実施するとともに、全小中学校においても多目的トイレの設置を計画的に進めるなど、バリアフリー化に取り組んだ。【90、91】

## 5. 社会教育の充実 **重点施策**【施策番号 92～99】

《基本方針》

◎障害者の社会教育を推進するため、生涯学習などに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

《取組状況》

○各種施設のバリアフリー化に努めるとともに、障害者が参加しやすい場の提供のため、手話通訳者の派遣を行うなどした。

### (1) 生涯学習の推進

・校区コミュニティーセンター等で行われている「チャレンジ子ども土曜塾」や委嘱学級等において、情報交換会の実施や手話通訳費補助を行い、地域にお住まいの障害児・者が参加しやすい環境づくりを行った。また、生涯学習センターの講演会等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、チラシへの音声コード掲載を行い、障害者の利用に配慮した学習・活動の場を提供した。【92～95】

・点字・デージー図書に関する全国的なデータサービスに加入し、視覚障害の方がより容易に必要な図書を入手できるような環境を整備するとともに、図書館での録音図書・点字図書の充実を図った。【96】

### (2) 社会教育施設などのバリアフリー化

・体育施設や文化施設の新規建設や改修にあたり、当事者の方の使い勝手等を配慮しながら、積極的にバリアフリー化を進めるとともに、地域コミュニティ組織の施設新築・改修に際してもバリアフリー配慮促進に係る助言等を行った。【97～99】

## 基本目標4 自立して暮らし続けるために

分野 **7 雇用・就労** **8 生活支援** **9 保健・医療**

### 1. 一般就労の促進【施策番号 100～106】

《基本方針》

- ◎障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。
- ◎企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託などの機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

《取組状況》

- 就労移行支援事業を実施するとともに、職場訪問による就労支援や、セミナー、面談会等を実施して、障害者の安定就労に努めた。
- 事業所に対し、雇用優良事業所の表彰を行うなどして、障害者雇用に関する理解促進を図るとともに、市の業務委託や入札等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めた。

#### (1) 一般就労移行への支援

- ・一般就労を目指して訓練を行う場として、就労移行支援事業を実施するとともに、障害者雇用促進と安定就労のため、障害者就業・生活支援センターへ就労支援の委託を行い、ハローワーク等と連携し、職場訪問や各種セミナー等の就労支援を行った。【100、106】
- ・商工労働ニュースへの掲載等による情報提供とともに、障害者を積極的に雇用している事業所等を雇用優良事業所として表彰し、取り組み内容をPRすることで、障害者雇用に関する理解促進を図った。【101、102】
- ・産業団地等への誘致企業と締結した協定書に「障害者雇用に努める」旨の文言を盛り込んだ。【101】
- ・市が行う委託事業において、障害者への就労機会の提供を行うとともに、建設工事の入札参加資格において、障害者の雇用状況により評価の加算を行った。【103、104】

### 2. 福祉的就労の充実【施策番号 107～108】

《基本方針》

- ◎就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

《取組状況》

- 就労継続支援事業（A型・B型）の基盤整備を進めた。

#### (1) 福祉的就労の場の確保

- ・事業所などと連携して就労継続支援事業（A型・B型）の基盤整備を進め、利用者数も増加している。【107、108】

### 3. 就労支援の充実【施策番号 109～112】

《基本方針》

- ◎障害者の就労及び職場定着を支援するため、就労に関する相談支援体制の充実や職業能力の習得支援に取り組みます。
- ◎久留米市障害者地域生活支援協議会などにより、就労支援に係る関係機関などの連携強化を図ります。

《取組状況》

- 平成 28 年 7 月から市内 4 ヶ所に基幹相談支援センターを設置し、相談体制の充実を図るとともに、自立訓練としてパソコン入門コースを実施した。
- 久留米市地域生活支援協議会を中心として、地域の障害者に関する相談支援体制の連携強化を図った。
- 基幹相談支援センターの設置により、更なる相談支援体制の充実及び周知を図ることが今後の課題である。

(1) 就労に関する相談体制の充実

- ・平成 28 年 7 月から、委託事業所 2 箇所に代わって市内 4 ヶ所に基幹相談支援センターを設置した。更なる相談支援体制の充実及び周知を図ることが今後の課題である。【109】

(2) 職業能力の習得支援

- ・久留米地域職業訓練センターにおいて、障害者の職業的な自立を図るため、自立訓練としてパソコン入門コースを実施した。しかし、受講者の減少に加え年齢層も高く（60 代・70 代が多数）、就職という本来の目的を達成できなくなったため 29 年度は実施を見送った。【110】

(3) 関係機関・企業などとの連携

- ・市内の相談支援事業所で組織する「くるめ相談ネット」を毎月開催し、事業所間の連携強化を図るとともに、平成 29 年度からは、「久留米市障害者地域生活支援協議会」の構成会議に位置づけ、体制の整備を行った。【112】

4. 住まいの確保と居住支援の充実 重点施策【施策番号 113～117】

《基本方針》

- ◎障害者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、グループホーム整備などによる住まいの確保と居住支援に取り組みます。

《取組状況》

- 市営住宅の別枠募集やグループホームの整備、住宅入居等支援を行い、障害者の住まいの確保と居住支援を行った。

(1) 住まいの確保

- ・市営住宅の入居者募集において、定期募集と重複可能な別枠募集を毎年度 3 回行った。【113】
- ・障害者の住まい確保支援として、「あんしん賃貸住宅協力店」の情報提供の取り組みには至らなかったが、基幹相談支援センターへの委託業務である住宅入居支援として個別対応を行った。【114】
- ・グループホームの計画的な整備促進に伴い、利用も増加している。【115】

(2) 居住支援の充実

- ・基幹相談支援センターへの相談支援の強化事業として、住宅入居等支援を行っており、一定の成果を上げている。【117】

5. 在宅福祉サービスなどの充実 重点施策【施策番号 118～124】

《基本方針》

- ◎障害者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種在宅サービスの充実を図ります。
- ◎障害者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害

#### 基本目標 4 自立して暮らし続けるために

児者に対する支援の充実を図ります。

##### 《取組状況》

- 訪問系サービスや訪問入浴サービスなどの地域生活支援事業の充実を図った。
- レスパイトケアや重症心障害児者の相談支援体制の充実を図った。

##### (1) 日常生活の支援や介助サービスの充実

- ・福祉事業所に対して実地指導を延べ 157 か所実施し、適正な事業所運営の確保に努めた。【118】
- ・訪問系サービスや訪問入浴サービス等の充実を図り、利用者は増加している。【119】

- ・久留米市社会福祉協議会が実施している福祉器具の貸出や生活福祉資金貸付事業等について、障害者ハンドブック等を活用して周知及び利用促進に努めた。【121】

##### (2) レスパイトケアなどの充実

- ・在宅で介護している家族等のレスパイトなどを目的とした日中一時支援事業の利用者数は増加している。【123】
- ・重症心身障害児・者在宅生活相談支援事業を実施し、専門のコーディネーターを核とした相談支援体制の充実強化や研修会を通じたスタッフ強化を図るとともに、短期入所事業所や訪問看護事業所と連携したレスパイトケアの充実に努めた。【122、124】

#### 6. 外出支援の充実【施策番号 125～130】

##### 《基本方針》

- ◎障害者の自立と社会参加支援の一環として、移動支援事業をはじめとした外出支援に係る施策の充実を図ります。

##### 《取組状況》

- 移動支援事業や、タクシー基本料金助成事業など、外出支援に係る事業を行った。

##### (1) 外出支援サービスの充実

- ・移動支援事業やタクシー基本料金援助事業を実施し、外出支援を行った。【125、126】
- ・障害者の自力移動を促すため、自動車購入・改造補助事業や自動車運転免許取得助成事業を行った。【127、128】
- ・障害者の外出時に必要なバリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップの更新を行うとともに、NPO法人シニア情報プラザ久留米などと連携し、歩行弱者への来街支援を実施した。【129、130】

#### 7. 生活安定施策の充実【施策番号 131～134】

##### 《基本方針》

- ◎障害者の生活安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進や、国・県などと連携した経済的負担の軽減に努めます。

##### 《取組状況》

- 障害者優先調達推進法に基づく優先調達を推進するとともに、障害基礎年金や手当、生活福祉資金貸付事業の周知を図った。

##### (1) 障害者優先調達推進に係る取組

- ・市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの優先調達を推進するとともに、3箇所にセルフ製品販売拠点を設置し支援を行った。【131、132】

## (2) 経済的負担の軽減

・ハンドブックへの掲載や窓口等での相談の際に、障害基礎年金や特別障害者手当、生活福祉資金貸付事業などの周知に努めた。【133、134】

## 8. 保健サービスの充実【施策番号 135～139】

《基本方針》

◎障害の原因となる疾病などの予防や早期発見のため、各種保健事業を推進し、市民の心身の健康づくりを支援します。

《取組状況》

○各種がん検診等の保健事業を推進するとともに、精神障害などに関する啓発活動に取り組んだ。

### (1) 保健事業の充実

・各種がん検診などの保健事業を推進し、実施にあたっては、コールセンターでの集団検診の受付体制の強化やコンビニ健診を拡充するなど利用しやすい環境づくりに努めるとともに、障害者授産施設での口腔健診を実施した。【135、136】

・平成 29 年 10 月からの組織改正（母子保健分野と子育て支援分野の一元化）に伴い、「保健情報システム」の見直しを行うとともに、市民の主体的な健康づくりの支援拠点となる（仮称）中央保健センターの保健所との一体的な整備に向けて検討を進める。【137、138】

### (2) 心の健康づくりの推進

・うつ病に関する講演会の実施や、啓発カードやポスター等の作成・配布を行うとともに、市図書館内に自殺対策に関するパネルを展示するなどして、啓発活動を行った。【139】

## 9. 医療サービスの充実【施策番号 140～141】

《基本方針》

◎障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組みます。

《取組状況》

○自立支援医療、重度障害者医療制度、難病医療費助成制度等について、制度周知に努めた。

### (1) 適切な医療サービスの提供

・自立支援医療や重度障害者医療制度等の医療費公費負担制度について、手帳交付時等に制度の周知・説明を行うとともに、難病医療費助成制度について、ホームページ掲載や市内の医療機関へのポスター配布等で周知を図った。【140、141】

## 基本目標5 生きがいを持って自分らしく生きるために

分野 10 日中活動 11 社会活動

### 1. 日中活動の促進【施策番号 142～148】

《基本方針》

- ◎多様な日中活動の選択肢を確保するため、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◎障害者の日中活動や交流、仲間づくりの場として、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

《取組状況》

- 生活介護、療養介護等の日中活動系サービスの提供により、障害者の地域での生活を援助した。
- 地域活動支援センターやオープンスペースの運営支援を行い、障害者の社会参加などの促進につなげた。

#### (1) 日中活動系サービスの整備

- ・事業所や医療機関等など関係機関と連携・協力し、生活介護や療養介護などの日中活動系サービスの基盤整備を行うとともに、医療的ケアを要する障害児者の日中活動、及び短期入所の受入れ施設の整備に努めた。【142、143】

#### (2) 地域活動支援センターなどの整備

- ・地域活動支援センターⅠ型2か所及びⅢ型11か所（うち共同作業所2か所）、オープンスペース1か所の運営支援を行い、障害者理解の促進や、障害者の自立と社会参加の促進を図った。【144～146】

#### (3) 精神障害者の地域生活支援

- ・様々な業種を対象とした相談支援ネットワーク連絡会の活動を支援し、多業種向けの研修会にて精神障害に関する研修を実施した。また、関係機関と連携して地域定着支援も実施しているが、実際に対応できる事業所が少ない。【147、148】

### 2. スポーツ・文化活動への参加促進【施策番号 149～154】

《基本方針》

- ◎障害者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、障害者の利用や参加に配慮したしくみや環境づくりに取り組みます。

《取組状況》

- 障害者ふれあいスポーツ大会や障害者スポーツ教室、なるほど人権セミナーなどを開催し、障害者のスポーツ・文化活動を促進した。
- 社会体育施設や文化施設について、障害者の利用に配慮した施設整備を行った。

#### (1) スポーツ活動の促進

- ・当事者団体等と連携し、障害者ふれあいスポーツ大会や障害者スポーツ教室を開催したほか、県障害者スポーツ協会等と連携し、障害者スポーツ体験イベントや指導者向け講習会を開催するなど、障害者のスポーツ活動の普及・促進を図った。【149、150】
- ・新規の社会体育施設のバリアフリー化（実施率100%達成）や、既存施設の改修など、施設の充実を図った。【151】

#### (2) 文化活動の促進

- ・生涯学習センター主催講座において、講座充実のための参加者アンケートを随時実施し、意見要望に応じて改善を図った。【152】

- ・施設利用料の障害者割引等について、ハンドブックや窓口等において随時情報提供を行っているが、民間関連の情報が少なく、十分な案内ができていない。【153】
- ・シティプラザの整備について、当事者団体を含めた検討会で障害者の利用に配慮した施設整備に努めた。【154】

### 3. 地域活動や国内外交流の促進【施策番号 155～161】

《基本方針》

- ◎障害者が地域のさまざまな活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組めます。

《取組状況》

- ホームページや障害福祉サービス事業所向けのメーリングリスト等を活用して情報提供を行うとともに、審議会等への登用や団体への支援等をとおして、障害者がさまざまな活動に参加しやすい環境づくりに取り組んだ。

#### (1) 地域活動などへの参加促進

- ・障害者が地域活動に参加できるような環境整備の支援として、地域が開催する事業等への財政支援やまちづくり連絡協議会でのホームページ立上げの支援、地域生活支援協議会等を通じての情報提供や、人権講演会等において手話通訳及び要約筆記者の設置等を行った。【155、157】
- ・障害者福祉課内の審議会等については、障害者を登用し、障害者の参画促進に努めているが、他の課への具体的な働きかけや登用状況の把握はできていない。【158】
- ・各障害者団体に対し、活動支援、事業実施の補助を行った。【159】

#### (2) 国内外での交流促進

- ・イベント開催時に、優先席エリアを設ける他、市内の障害福祉サービス事業所向けのメーリングリストや広報くるめ等を活用して情報提供を行うなど、障害者の参加を促進した。【160、161】

久留米市障害者計画等策定に係る  
関係団体等インタビュー調査  
の実施について

# 1. インタビュー調査の目的と対象

## (1) 目的

障害当事者団体やその他の関係団体に対して、団体ごとの個別インタビューを実施し、障害者を取り巻く現状や課題等を把握し、久留米市障害者計画等の策定の基礎資料とする。

## (2) 対象

今回のインタビュー調査は昨年度実施したアンケート調査（久留米市障害者[児]生活実態調査）を補完するものとして、

- 難病や発達障害の当事者団体（※）
- 障害者の地域生活に関わりが深い生活関連事業団体

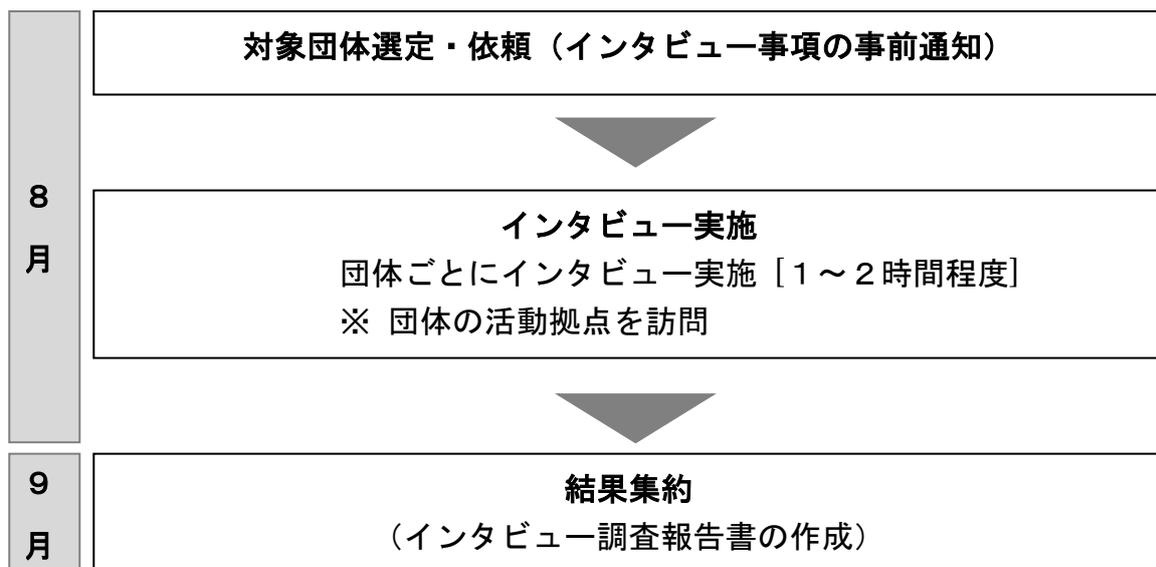
から 21 団体を選出し実施する。

(※) 当事者団体については、アンケート調査や検討部会への委員参加等により一定の現状・意向把握が可能と思われる団体以外の団体を中心に選出。

### 《対象団体等一覧》

区分	団体名	対象数
当事者団体 (難病)	全国心臓病の子供を守る会福岡支部	1
	福岡県腎臓病患者連絡協議会	1
	九州肝臓友の会	1
	低身長の子どもを持つ親の会（伸びのび会）福岡県支部	1
	福岡県呼吸不全友の会（ホットの会）	1
	全国膠原病友の会福岡県支部	1
	福岡 I B D 友の会	1
	アトム会（HAM患者の会）福岡県支部	1
A L S 協会福岡県支部	1	
当事者団体 (発達障害)	[発達障害の保護者、当事者団体]	2
生活関連 事業団体	公共交通機関（西鉄、タクシー協会）	2
	宅建協会	1
	ハローワーク	1
	商業施設（スーパー、金融機関）	2
	保育・教育関連施設（保育所連盟、幼稚園連盟）	2
	スポーツ関連施設（体育館等の公営体育施設の指定管理者）	1
	文化関連施設（文化センター）	1

## 2. 実施フロー



## 3. インタビュー調査項目（案）

### （1）調査項目（案）の概要

区分		項目
当事者団体 （難病、発達障害）		① 団体の活動状況について ② 日常生活上の困りごとについて（当事者・家族の困りごと） ③ 生活に必要な支援について（公的支援、地域や企業等からの支援）
生活 関連 事業 団体	公共交通機関、 商業施設、 スポーツ関連施設、 文化関連施設、 保育・教育関連施設	① 障害者の利用状況について（利用数の動向や利用者の特徴等） ② 障害者の利用への配慮について ③ 障害者の利用上苦慮していること ④ 合理的配慮について（合理的配慮に関する認識等） ⑤ 障害者支援について（行政との連携・調整が必要な事項等）
	宅建協会	① 障害者の住まい探しの相談状況について ② 障害者の利用への配慮について ③ 障害者の利用上苦慮していること ④ 障害者の地域生活上の課題について（居住面での課題） ⑤ 障害者支援について（行政との連携・調整が必要な事項等）
	ハローワーク	① 障害者の利用状況について（就労相談動向や利用者の特徴等） ② 障害者の求人及び就業状況について ③ 障害者の利用への配慮について ④ 障害者の雇用促進上の課題について

※各団体別の詳細は次頁参照

## (2) 調査項目（案）の詳細

### 【当事者団体（難病）】

項目	内容
① 団体の活動状況について	活動エリアや加入数、活動内容等についてお聞かせください。
② 日常生活上の困りごとについて	難病患者ご本人・ご家族が生活する上でどのような困りごとがありますか。
③ 生活に必要な支援について	難病患者ご本人・ご家族が生活する上でどのような支援が必要ですか。 1) 公的機関（行政）からの支援で必要なもの 2) 地域や民間企業等からの支援で必要なもの

### 【当事者団体（発達障害）】

項目	内容
① 団体の活動状況について	活動エリアや加入数、活動内容等についてお聞かせください。
② 日常生活上の困りごとについて	発達障害者ご本人・ご家族が生活する上でどのような困りごとがありますか。
③ 生活に必要な支援について	発達障害者ご本人・ご家族が生活する上でどのような支援が必要ですか。 1) 公的機関（行政）からの支援で必要なもの 2) 地域や民間企業等からの支援で必要なもの

【生活関連団体（公共交通機関、商業施設、スポーツ関連施設、文化関連施設）】

項目	内容
① 障害者の利用状況について	障害者の利用は増えていますか。どのような障害者の利用が多いですか。
② 障害者の利用への配慮について	障害者の利用に際し、ハード面／ソフト面で配慮していることをお聞かせください。
③ 障害者の利用上苦慮していること	障害者の利用時に問題となったことや対応に苦慮した事例をお聞かせください。
④ 合理的配慮について	改正障害者基本法等により、障害者の生活上の障壁となるもの（社会的障壁）の除去のために「合理的配慮」がなされなければならないとされました（民間事業者は努力義務）。 1) この内容についての業界内での認識はいかがですか。 2) 今後、業界において必要と思われる取り組みや課題等があればお聞かせください。
⑤ 障害者支援について	障害者支援という観点から、業界と行政（市）が連携・調整すべきことはありますか。

【生活関連団体（保育・教育関連施設）】

項目	内容
① 障害児等の利用状況について	障害や発達の違いがある子どもの利用は増えていますか。どのような子どもの利用が多いですか。
② 障害児等の利用への配慮について	障害や発達の違いがある子どもの利用に際し、ハード面／ソフト面で配慮していることをお聞かせください。
③ 障害児等の利用上苦慮していること	障害や発達の違いがある子どもの利用時に問題となったことや対応に苦慮した事例をお聞かせください。
④ 合理的配慮について	改正障害者基本法等により、障害者の生活上の障壁となるもの（社会的障壁）の除去のために「合理的配慮」がなされなければならないとされました（民間事業者は努力義務）。 1) この内容についての業界内での認識はいかがですか。 2) 今後、業界において必要と思われる取り組みや課題等があればお聞かせください。
⑤ 障害児等への支援について	障害や発達の違いがある子どもへの支援という観点から、業界と行政（市）が連携・調整すべきことはありますか。

## 【生活関連団体（宅建協会）】

項目	内容
① 障害者の住まい探しの相談状況について	障害者からの住まい探しに関する相談・依頼の状況についてお聞かせください。
② 障害者の利用への配慮について	障害者からの住まいに関する相談・依頼にどのように対処していますか。その際に配慮していることがありますか。
③ 障害者の利用上苦慮していること	障害者の入居等の際に問題となったことや対応に苦慮した事例をお聞かせください。
④ 障害者の地域生活上の課題について	障害者が地域に居住することに関して、どのような課題があると思いますか。
⑤ 障害者支援について	障害者支援という観点から、業界と行政（市）が連携・調整すべきことはありますか。

## 【生活関連団体（ハローワーク）】

項目	内容
① 障害者の利用状況について	障害者からの就労に関する相談等は増えていきますか。どのような障害者の利用が多いですか。
② 障害者の求人及び就業状況について	障害者からの就労希望に対して企業等からの求人募集の状況はいかがですか。実際の就業率の動向はいかがですか。
③ 障害者の利用への配慮について	障害者への情報提供・相談対応時の情報バリアフリーの配慮としてどのような取り組みを行っていますか。その他、障害者の利用に際し、配慮していることがあればお聞かせください。
④ 障害者の雇用促進上の課題について	障害者の就業を妨げている要因として、どのようなことが考えられますか。